

障害者虐待防止法成立、市町村に通報窓口 来年 10 月施行

議員立法による障害者虐待防止法が 6 月 17 日に成立した。虐待を発見した人に市町村への通報を義務付け、調査に入れるようにするもの。来年 10 月から施行される。児童虐待防止法や高齢者虐待防止法は存在するが、障害者に関しては法律がなく、かねての懸案だった。

同法が規定する「障害者虐待」とは、養護者によるもの、福祉施設従事者等によるもの、職場の雇用主や経営担当者など使用者によるものの 3 つ。

虐待の類型は、身体を傷つけたり拘束したりする「身体的虐待」、わいせつ行為をしたりさせたりする「性的虐待」、暴言を吐いたり拒絶したりする「心理的虐待」、食事を与えなかったり長時間放置したりする「ネグレクト」、財産を不当に処分したり利益を得たりする「経済的虐待」とした。

これらが発見した人は、まず市町村に通報しなければならない。養護者による虐待のケースでは、市町村は、障害者の身に危険がある時は家庭に立ち入

り調査ができ、警察に援助を求めることもできる。この立ち入り調査を拒むと罰金が科される。

こうした仕組みをつくるため、市町村は通報窓口として「障害者虐待防止センター」を設け、都道府県は市町村に対して情報提供や助言をする「障害者権利擁護センター」を設けることになる。

一方、学校や保育所、医療機関、官公署などは、虐待防止対策を講じなければならないとはされているものの、通報義務の対象には入っていない。この点は今後の検討課題として、法施行後 3 年をめどに見直す。

なお同法は、障害者に対する虐待を禁止し、国・地方公共団体に予防策や早期発見の責務を課す一方、養護者の負担を減らすため「養護者の支援」も規定している。また財産の被害などを出さないよう、成年後見制度の利用を促進するともしている。

(福祉新聞・2533 号 2011 年 6 月 27 日)